

1. 浸水対策の基本方針

1-1 行動計画の位置づけ、経緯

岡山市では、今後の浸水対策を効率的かつ効果的に進めるために、浸水対策を推進するにあたっての基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、浸水対策を推進するための基本事項を定めた「岡山市浸水対策の推進に関する条例」（以下、「条例」という）を平成29年4月に施行しました。

引き続き、浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づき岡山市浸水対策基本計画2017（以下、「基本計画」という）を平成29年10月に策定しました。

基本計画では、浸水対策の目標や基本方針について記載していますが、実効性を担保し浸水対策を実現するため、短期（おおむね5年）、中期（おおむね10年）の岡山市浸水対策行動計画2018（以下、「行動計画」という）を策定し、これに基づき進捗状況を適宜フォローアップすることとしています。

このため、行動計画では、基本計画に示された施策ごとに短期（おおむね5年）、中期（おおむね10年）の目標をできるだけ定量的に示すこととし、定期的に進捗の確認や点検を実施し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていくこととします。

平成30年3月に岡山市浸水対策行動計画2018を策定し、浸水対策に取り組んでいましたが、平成30年7月豪雨により岡山市内において平成以降最大となる浸水被害が発生したことに加え、地球温暖化による気候変動により降雨が激甚化する傾向にあることを踏まえ、基本計画に合わせて本行動計画を一部見直すこととしました。

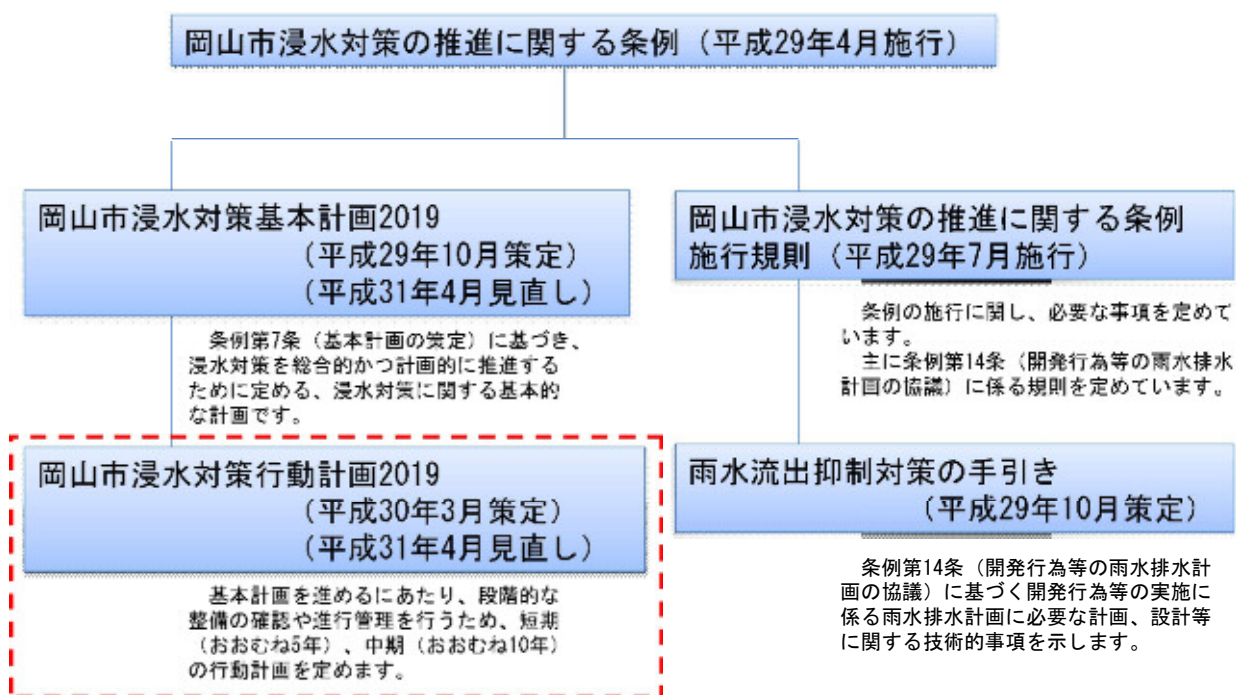


図1-1-1 岡山市浸水対策行動計画2019の位置付け

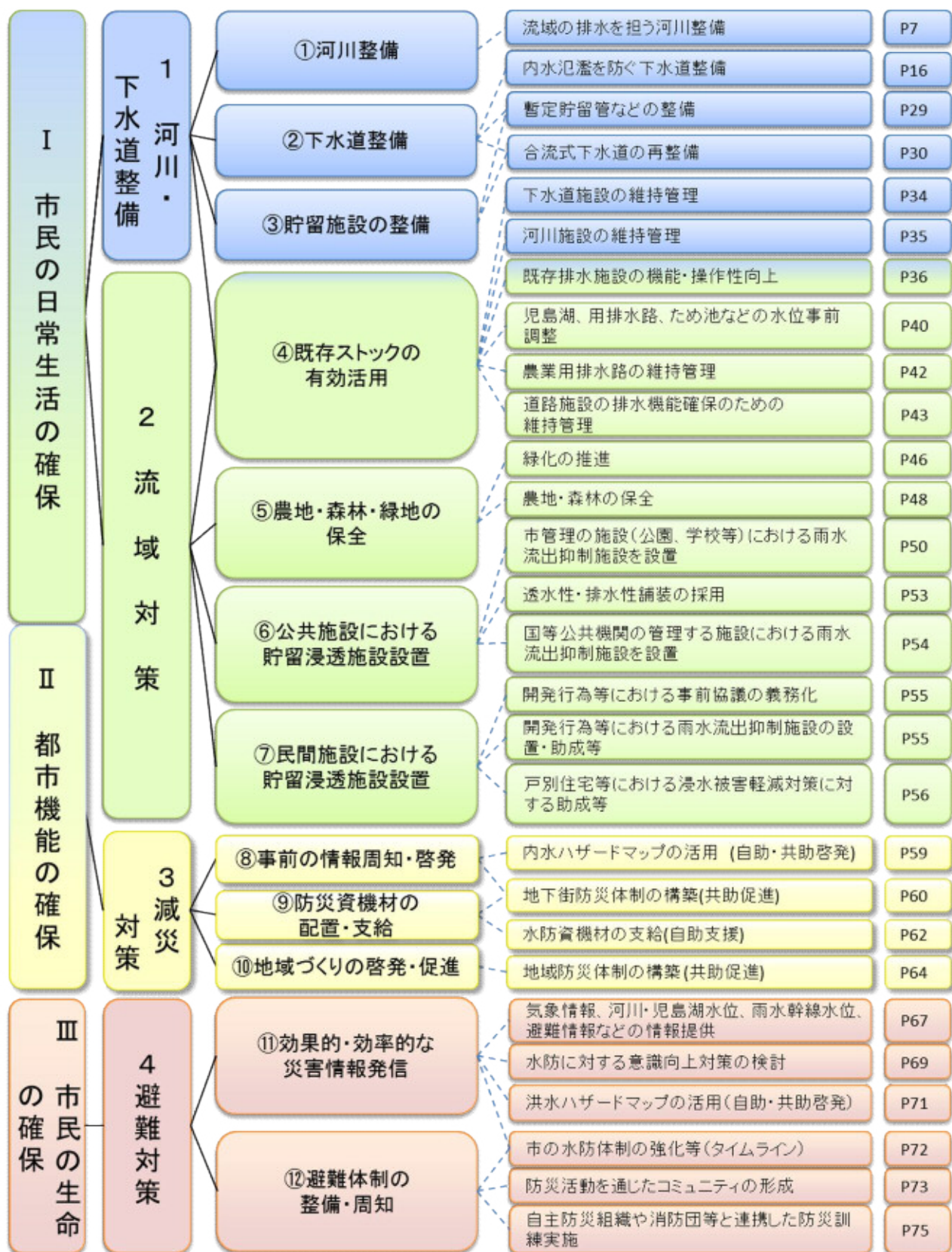


図1-1-2 浸水対策における取り組みの体系図

1-2 将来の姿と当面の目標

基本計画では、初版の運用を開始した平成30年度（2018年度）を計画の基準年とし、おおむね30年後の姿をイメージして浸水対策の基本方針を定めています。行動計画では、この基本計画を踏まえ、短期、中期での目標を定めます。

【将来（おおむね30年後）の姿】

一般市街地では、河川・下水道整備と流域対策を合わせることで10年に一度程度の降雨（約50mm/hr）に対し浸水被害を極力防止します。更に、土のうや止水板の設置等の減災対策により、20年に一度程度の降雨（約60mm/hr）に対し、床上浸水を防止します。これを超える降雨に対しては、警戒情報の的確な提供や速やかな避難により、生命の安全を確保することとします。

重点地区（平成23年台風12号で大きな被害があった地区や都市機能が集積した地区）では、河川・下水道整備により、10年に一度程度の降雨に対して浸水被害を極力防止します。加えて、流域対策、減災対策を行うことにより20年に一度程度の降雨に対し、床上浸水を防止します。これらを超える降雨に対しては、警戒情報の的確な提供や速やかな避難により、生命の安全を確保することとします。

■短期（おおむね5年）の目標

- ハード整備については、優先順位を付けつつ着手し、暫定的に供用可能な施設は暫定供用し、早期の効果発現を目指す
- 既存ストックの維持管理を徹底し、施設の本来の性能を十分に発揮させる
- 局所的な対策は優先順位を付けつつ順次実施する
- 公共施設における流域対策についても着実に実施する
- 出前講座や防災訓練などにより市民の防災意識の啓発を行うとともに、自主防災会の結成を促進し、地域の防災力を活用する

■中期（おおむね10年）の目標

- ハード整備については、優先順位を付け順次実施し、暫定的に供用可能な施設は暫定供用し、早期の効果発現を目指す
- 暫定供用中の施設については、施設整備の進捗にあわせて暫定供用区域を拡大する
- 既存ストックの維持管理を徹底し、施設の本来の性能を十分に発揮させる
- 公共施設における流域対策を継続的に行う
- 自主防災組織率の向上と結成団体における活動の活性化を図り、地域の防災基盤強化に努める

